

青梅市ネーミングライツの付与に関する指針

1 趣旨

この指針は、青梅市（以下「市」という。）が実施するネーミングライツの付与について、その目的や手法等の基本的な考え方をまとめたものである。

各所管課においては、この基本的な考え方を参考に、ネーミングライツの導入手続を進めるものとする。

2 目的

市の施設（以下「施設」という。）に対するネーミングライツの導入は、ネーミングライツ・パートナーとの協定にもとづき、その対価等を得ることにより、施設の持続的な管理および運営のための新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ネーミングライツ 施設に対し、法人格を有する団体（以下「企業等」という。）の名称または商品名など（以下「企業名等」という。）を冠した愛称を命名する権利およびこれに付帯する権利をいう。

(2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツの付与を受ける者をいう。

4 運用

(1) 市は、ネーミングライツの付与により命名された愛称を、市が作成する印刷物やホームページ等で積極的に使用するものとする。ただし、命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではない。

(2) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権などには影響を与えないものとする。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできないものとする。

5 対象施設

対象施設は、文化施設、スポーツ施設、公園などの公共施設等とする。ただし、その設置や運営の目的、利用状況等を考慮し、企業名等を冠し

た愛称を付すことに支障のない施設等に限る。

6 募集方法

(1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとし、市のホームページや広報おうめに掲載することにより行うものとする。

(2) ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、次に掲げる施設特定型または提案募集型のいずれかの方法により行うものとする。なお、いずれの方法においても募集の都度、募集要領を作成し、公表するものとする。

ア 施設特定型

市において選定した施設等について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う。

イ 提案募集型

企業等が施設を特定したネーミングライツの付与に関する提案の募集を行う。

(3) 市は、ネーミングライツ・パートナーの選考に当たり、応募者に応募内容の説明を求め、企業等の概要を記載した書類、登記事項証明書、決算書類など、必要な書類の提出を求めることができるものとする。なお、この旨については、募集要領に明記するものとする。

(4) 募集要領で定める申込書には、おおむね次の事項を含むものとする。

ア 応募しようとする企業等の名称、代表者名および所在地

イ 応募の趣旨

ウ 命名しようとする施設の名称（提案募集型の場合に限る。）

エ 愛称案（英文表記がある場合はそれを含む。）

オ ネーミングライツの付与の対価としての金額（年額）（以下「命名権料」という。）

カ ネーミングライツの付与の期間

キ その他案件に応じて必要な事項

7 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの募集に応募することができる者は、企業等に限るものとする。ただし、次に該当する企業等は、応募することができない。

- ア 政治団体および宗教団体
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に掲げる営業を営むもの
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うもの
- エ 公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うもの
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条にもとづく再生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、再生手続開始の決定を受けたものを除く。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条にもとづく更生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、更生手続開始の決定を受けたものを除く。
- キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- ク 申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの
- ケ 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）により、指名停止を受けているもの
- コ 各種法令に違反しているもの
- サ アからコまでに掲げるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーとして市長が適当でないとするもの

8 命名権料

命名権料については、募集方法により次のとおりとする。

(1) 施設特定型

対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案するとともに、類似する他市の例などを参考として、募集の都度、命名権料の目安となる額（希望金額）を決定するものとする。

(2) 提案募集型

提案ごとに施設特定型の例に準じて、応募金額などが妥当であるか判断し、決定するものとする。

また、提案の対象となる施設で利用可能な機器類やサービスの提供などが含まれる場合は、それらを含めて決定するものとする。

9 愛称の範囲および費用負担の区分

(1) 施設に付する愛称は、企業名等を冠したものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する愛称は、命名することができない。

ア 当該ネーミングライツの対象となる施設の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの

イ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告および個人的宣伝にかかわるもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に掲げる営業を営む企業名等

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

オ 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、公共施設の愛称として適当でないと市長が認めるもの

(2) ネーミングライツの付与にかかる対象施設に関する看板等の新設、変更および撤去ならびに協定期間の終了に伴う原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(3) 協定締結後に市が作成する印刷物等にかかる名称の変更および市のホームページ上の表示の変更は、市の負担とする。

10 ネーミングライツ・パートナーの選考方法

市は、次項に規定する青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、第7項に規定する応募資格のほか、次の事項について審査を行い、ネーミングライツの優先交渉権を付与する企業等を総合的に判断し、選考するものとする。

(1) 経営状況

(2) 企業理念

(3) 希望する施設（提案募集型の場合に限る。）

(4) 愛称案

(5) 命名権料・ネーミングライツの付与の期間

(6) 愛称の親しみやすさ

(7) その他ネーミングライツに関し必要な事項

11 青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会の設置

優先交渉権を付与する企業等を選考するための審査および審査に関する事項の協議等を行うため、次に掲げるところにより青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(1) 組織

選考委員会は、次の者をもって組織する。

ア 委員長 副市長

イ 副委員長 教育長

ウ 委員 企画部長、総務部長、経済スポーツ部長、教育部長、ネーミングライツ付与対象施設所管部長および企画政策課長

(2) 委員長および副委員長の職務

ア 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 所掌事項

選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

ア ネーミングライツ・パートナーの募集に関すること。

イ ネーミングライツ・パートナーの選考に関すること。

ウ ネーミングライツ・パートナーの協定継続申出に対する優先交渉権の付与に関すること。

エ その他選考委員会の運営に関して必要な事項に関すること。

(4) 会議

ア 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として選考委員会に出席させることができる。

(5) 庶務

選考委員会の庶務は、企画担当課が処理する。

12 ネーミングライツ・パートナーとの協定

(1) ネーミングライツ・パートナーに応募のあった企業等について、選考委員会において提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する提案について順位を付すとともに、第1順位者に優先交渉権を

付与することとする。

(2) 市と優先交渉権を付与された企業等において、協定内容の詳細について協議し、双方が合意に至った時点で協定を締結するものとする。

(3) 市が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された企業等との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとする。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議を開始できるものとする。

(4) 協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があった場合は、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとする。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、選考委員会が行うものとする。

13 協定の解除

(1) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、市において協定を解除することができるものとする。

(2) 前号の規定により、協定を解除する場合においては、それに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、すでに納付済みの命名権料は返還しないものとする。

(3) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、市に損害が発生した場合においては、その解決に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

14 実施期日

この指針は、平成30年2月1日から実施するものとする。

15 経過措置

この指針の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。